

平成26年度システム改修の概要

(申請者向け)

- (1) システム改修に伴う全体概要
- (2) システム改修の改良ポイントと留意事項
- (3) その他（スケジュール）

平成27年3月19日

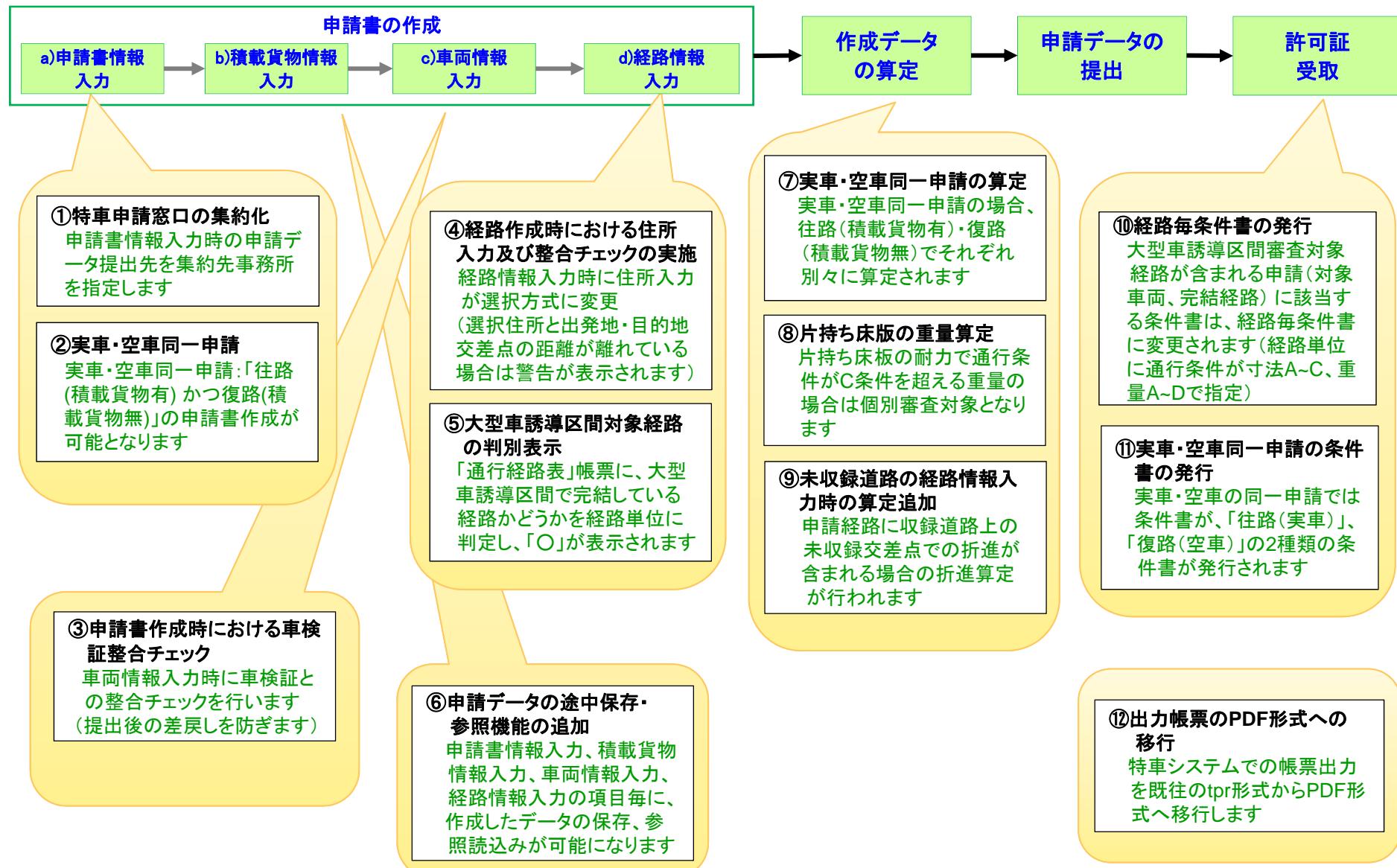
関東地方整備局 道路部 交通対策課



国土交通省

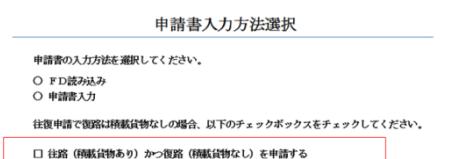
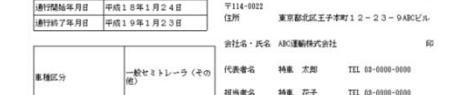
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(1) システム改修に伴う全体概要



(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<申請書の作成時①>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
①	特車申請窓口の集約化 ※詳細は操作マニュアルの 3.1.4章 3-18頁を参照	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から特車審査体制の集約化の開始に伴い、提出先窓口事務所が一部統合 集約元事務所^{※1}が発行した許可の更新・変更申請を行う場合は、集約先事務所^{※2}を指定して申請書を作成 窓口集約化に関する更新情報は、PRサイトのお知らせ及び申請支援システムの「提出先窓口指定」画面に掲載
② ⑦	実車・空車同一申請 ※詳細は操作マニュアルの 3.1.2章 3-4頁を参照	<ul style="list-style-type: none"> 往復申請で、「往路が実車(積載貨物有)かつ復路が空車(積載物貨物無)」の同一申請を行えるように改修 実車・空車同一申請の申請書を作成する場合には、申請書入力方法選択画面上の該当箇所のチェックボックスにチェックを入れてから、申請書入力又はFD読み込みを実施 (電子申請書作成システムでは、申請書類に関する内容画面で、チェックを入れる) 実車・空車同一申請では、「特殊車両通行許可申請書」帳票の通行区分の欄に、メッセージを表示 <p>※入力方法:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往路が空車(積載貨物無) ・復路が実車(積載貨物有) <p>の場合は、</p> <p>出発地、目的地を入れ替えて申請経路を作成して下さい。</p>      

※1:集約元事務所:特車申請の審査を実施しない事務所 、 ※2:集約先事務所:複数事務所の審査を集中的に行う事務所

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<申請書の作成時②>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
③	申請書作成時における車検証整合チェックの実施 (申請データの事前チェック)	<ul style="list-style-type: none"> 車両情報入力時に車両諸元情報入力後の必須チェック項目として「車検証情報との整合」確認ボタンを追加（車検証情報との整合チェックが未実行の場合は、登録ボタンを押下後に、アラートメッセージが表示されますので、必ずチェックを行ってください） 申請書の登録データに不備がある場合には、申請書作成情報の登録時に、再度エラーメッセージを表示 <p>※詳細は操作マニュアルの 3.3.4章 3-82頁を参照</p>
④	経路作成時における住所入力及び整合チェックの実施	<ul style="list-style-type: none"> 経路情報入力時（デジタル地図入力／交差点番号入力）において、住所入力を選択式に変更 出発地住所と開始交差点、目的地住所と終了交差点の距離が1km以上離れている場合は、警告を表示（住所が選択入力の場合のみ実施） <p>※詳細は操作マニュアルの 3.5.1章 3-87頁を参照</p>



・車検証登録用紙の結果、アラート事項がある場合、別ウィンドウで表示される。場合は別タブで、車検証情報照合結果表示画面を表示する。
・申請者は別タブ画面を参照しながら、車両諸元情報の修正入力を行う。

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

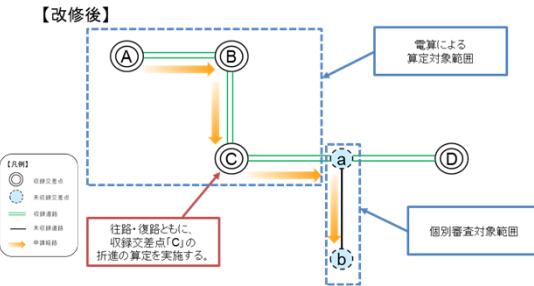
<申請書の作成時③>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑤	大型車誘導区間対象経路の判別表示 帳票：「通行経路表」	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成時、簡易算定時に出力される通行経路表の大型車誘導区間の完結有無の表示が、経路単位の表示に変更 <p>※詳細は操作マニュアルの 10.5章 10-33頁を参照</p>
⑥	申請データの途中保存・参照機能の追加	<ul style="list-style-type: none"> 現行システムでは申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報が全て入力されている状態での保存のみを対象としたいが、改修後は入力途中であっても保存することが可能 途中保存したデータ (binファイル) 及び過去に許可されたデータ (tksファイル) から申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報の各項目毎にデータを参照して、入力データの読み込み（再利用）が可能（各入力画面上に、「読み込み」ボタンを追加） 読み込み時は各パート毎の登録データを全て参照するため、複数登録データがある場合には、読み込み後に不要なデータは削除する必要がある <p>※保存先は、ご利用のパソコンの中となりますので、判別可能なファイル名を付けて保存してください</p> <p>※詳細は操作マニュアルの 3.7章 3-103頁を参照</p>

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

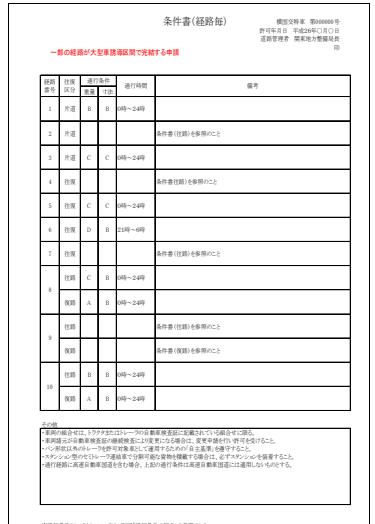
<作成データの算定(簡易算定)時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑧	片持ち床版の重量算定の変更	<ul style="list-style-type: none"> 経路情報入力時に許可限度重量が片持ち床版で決まるスパンは、通行条件Cの限度重量を超過する場合に個別審査と判定される（「CD・個別審査箇所一覧」では個別審査扱いとなり、C条件の限度重量が表示される） 申請書作成上の入力項目の追加等は生じない
⑨	未収録道路の経路情報入力時の算定追加	<ul style="list-style-type: none"> 申請経路に収録道路上の未収録交差点での折進が含まれる場合、該当の未収録交差点の直前の収録交差点における折進の算定は、現行システムでは実施されていなかったが、改修後は実施される 改修前後で、同一の作成経路であっても、従前と異なる通行条件となる場合がある



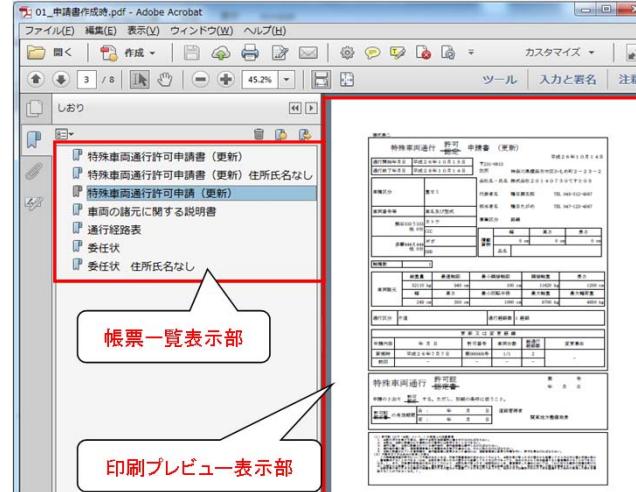
(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<許可証受取時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項																																																																																																																																																																						
⑩	経路毎条件書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の車両・経路の条件によって、出力帳票が変更（下表の帳票出力パターンを参照） 大型車誘導区間審査対象申請（対象車両、完結経路）である場合、条件書の通行条件が、記述の形式から、「経路毎（条件書）」の表形式で発行（※経路単位の審査結果に変更） 																																																																																																																																																																						
⑪	実車・空車同一申請の条件書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 寸法A～C、重量A～Dの表示に変更となるため、「通行条件の区分」の説明帳票を確認する 実車・空車の同一申請である場合、条件書を「条件書（往路）」、「条件書（復路）」の2種類を発行（※往路、復路で審査結果は異なる） 走行時には発行された条件書をすべて携行する <p style="text-align: center;"><表 帳票出力パターン></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;">  <p style="text-align: center;">条件書(経路毎) 規定期交規第 第000000号 登録年月日 平成27年5月1日 登録管理者 国土交通省 運送管理者 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">一部の経路が大型車誘導区間に設定する申込</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>登録年月日</th> <th>登録管理者</th> <th>運送管理者</th> <th>通行時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 年度</td><td>B</td><td>日</td><td>0時～24時</td><td></td></tr> <tr><td>2 年度</td><td></td><td></td><td></td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>3 年度</td><td>C</td><td>C</td><td>0時～24時</td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>4 年度</td><td></td><td></td><td></td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>5 年度</td><td>C</td><td>C</td><td>0時～24時</td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>6 年度</td><td>D</td><td>B</td><td>21時～0時</td><td></td></tr> <tr><td>7 年度</td><td></td><td></td><td></td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>8 年度</td><td>C</td><td>C</td><td>0時～24時</td><td></td></tr> <tr><td>9 年度</td><td>A</td><td>日</td><td>0時～24時</td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>10 年度</td><td></td><td></td><td></td><td>条件書(往路)を歩道にこと</td></tr> <tr><td>11 年度</td><td>B</td><td>日</td><td>0時～24時</td><td></td></tr> <tr><td>12 年度</td><td>A</td><td>日</td><td>0時～24時</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">条件書(往路)については、別紙「通行条件の区分」を参照のこと。 条件書(往路)の印字位置を要する。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両・経路の条件</th> <th colspan="5">出力帳票</th> </tr> <tr> <th>パターン</th> <th>車両</th> <th>経路</th> <th>経路毎条件書 通行条件区分の説明</th> <th>現行条件書</th> <th>現行条件書 (往路)</th> <th>現行条件書 (復路)</th> <th>通行の際の 留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td rowspan="6" style="text-align: center;">大型車誘導区間 対象車両</td><td>全ての経路が 大型車誘導区間に完結</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>一部の経路が 大型車誘導区間に完結</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>経路が大型車誘導区間に 完結しない</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td rowspan="6" style="text-align: center;">大型車誘導区間 対象車両以外</td><td>全ての経路が 大型車誘導区間に完結</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>一部の経路が 大型車誘導区間に完結</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>経路が大型車誘導区間に 完結しない</td><td>実車・空車同一申請 なし</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>実車・空車同一申請 あり</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>	登録年月日	登録管理者	運送管理者	通行時間	備考	1 年度	B	日	0時～24時		2 年度				条件書(往路)を歩道にこと	3 年度	C	C	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと	4 年度				条件書(往路)を歩道にこと	5 年度	C	C	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと	6 年度	D	B	21時～0時		7 年度				条件書(往路)を歩道にこと	8 年度	C	C	0時～24時		9 年度	A	日	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと	10 年度				条件書(往路)を歩道にこと	11 年度	B	日	0時～24時		12 年度	A	日	0時～24時		車両・経路の条件		出力帳票					パターン	車両	経路	経路毎条件書 通行条件区分の説明	現行条件書	現行条件書 (往路)	現行条件書 (復路)	通行の際の 留意事項	1	大型車誘導区間 対象車両	全ての経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○	2		実車・空車同一申請 あり	○			○	3	一部の経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○	○		○	4		実車・空車同一申請 あり	○		○	○	5	経路が大型車誘導区間に 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○	6		実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○	7	大型車誘導区間 対象車両以外	全ての経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○	8		実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○	9	一部の経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○	10		実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○	11	経路が大型車誘導区間に 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○	12		実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○
登録年月日	登録管理者	運送管理者	通行時間	備考																																																																																																																																																																				
1 年度	B	日	0時～24時																																																																																																																																																																					
2 年度				条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
3 年度	C	C	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
4 年度				条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
5 年度	C	C	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
6 年度	D	B	21時～0時																																																																																																																																																																					
7 年度				条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
8 年度	C	C	0時～24時																																																																																																																																																																					
9 年度	A	日	0時～24時	条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
10 年度				条件書(往路)を歩道にこと																																																																																																																																																																				
11 年度	B	日	0時～24時																																																																																																																																																																					
12 年度	A	日	0時～24時																																																																																																																																																																					
車両・経路の条件		出力帳票																																																																																																																																																																						
パターン	車両	経路	経路毎条件書 通行条件区分の説明	現行条件書	現行条件書 (往路)	現行条件書 (復路)	通行の際の 留意事項																																																																																																																																																																	
1	大型車誘導区間 対象車両	全ての経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○																																																																																																																																																																	
2			実車・空車同一申請 あり	○			○																																																																																																																																																																	
3		一部の経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○	○		○																																																																																																																																																																	
4			実車・空車同一申請 あり	○		○	○																																																																																																																																																																	
5		経路が大型車誘導区間に 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○																																																																																																																																																																	
6			実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○																																																																																																																																																																	
7	大型車誘導区間 対象車両以外	全ての経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○																																																																																																																																																																	
8			実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○																																																																																																																																																																	
9		一部の経路が 大型車誘導区間に完結	実車・空車同一申請 なし	○			○																																																																																																																																																																	
10			実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○																																																																																																																																																																	
11		経路が大型車誘導区間に 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○																																																																																																																																																																	
12			実車・空車同一申請 あり	○	○	○	○																																																																																																																																																																	

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<その他全般>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑫	出力帳票をPDF形式へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 特車システムの出力帳票を、これまでのtpr形式からPDF形式に移行 ● PDFファイルの章単位の印刷は、Acrobat Readerのしおり機能を用いて従前通りの選択印刷が可能 ● 特車システムを利用しているパソコンに、Acrobat Reader (Ver8.0以上を推奨)がインストールされていることが必要 <p>※詳細は操作マニュアルの 10.1章 10-1頁を参照</p> 

(3) その他（スケジュール①）

※1 システム改修に伴う操作マニュアルの改訂版をPRサイトのダウンロードページより、
3/18(水)19時から先行して提供開始

※2 オフライン用プログラム（電子申請書作成システム、道路情報便覧表示システム、道路情報便覧付図表示システム）は、道路情報便覧データ更新作業と合わせて、3/27(金) 19時から
ダウンロード提供開始

※3 H27年度の年次更新作業を、3/27(金)18時～3/30(月)9時に実施
この期間中は、以下の機能を停止します。

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

⇒年次更新作業前までに申請データの提出が済んでいない申請は、年次更新作業後に
再度経路チェックを行い、作成経路が不連続となる場合には経路を修正してください。

(3) その他(スケジュール②)

※4 システム追加機能実装のため、特車システムを停止致します。

<メンテナンス作業を行う時間>

- ・平成27年3月20日(金) 18時00分 ~ 3月23日(月) 9時00分
- ・平成27年3月27日(金) 18時00分 ~ 3月30日(月) 9時00分

<停止する機能>

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

※5 システム追加機能については、3/30(月)9時から、ご利用いただけます。

※6 特車審査体制の集約化に伴う、提出先窓口指定の変更は、4/1(水)9時から運用を開始

⇒詳細情報については、申請支援システムの 提出先窓口指定画面に掲載中

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者 関東地方整備局 溝田
関東地方整備局 常陸河川国道事務所
関東地方整備局 宇都宮国道路務所
関東地方整備局 高崎河川国道事務所
関東地方整備局 大宮国道路務所
関東地方整備局 北首都圈整備事務所
関東地方整備局 東京国道路務所
関東地方整備局 熊谷国道路務所
関東地方整備局 東方国道路務所
関東地方整備局 猪崎国道路務所
関東地方整備局 唐津国道路務所
関東地方整備局 甲子ヶ崎河川国道事務所
関東地方整備局 舟橋河川国道事務所

提出先窓口 特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について

[確認] [戻る]